

平成 16 年度包括外部監査結果に対する措置計画について

平成 17 年 3 月 28 日
保 健 福 祉 部
市 民 部

- 1 盛岡市立病院の事務について …… 別紙 1
(保健福祉部)
- 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その
他の事務について …… 別紙 2
(保健福祉部・市民部)

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
11	<p>(1) 盛岡市病院事業会計が、盛岡市からの多額の交付金を受けながらも、多額の欠損金を抱えるなど慢性的な赤字体質に陥った根本原因は経営者不在にある。すなわち、病院経営を行うにあたり、経営責任を明確にし、また責任を負う職務を遂行するのに必要な権限を付与された経営者が、適切な意思決定を行い、それを事業に具体的に適時に反映させるシステムが構築されてこなかったことにある。改善のためには適切な経営システムの構築が不可欠である。</p>	<p>(1) 平成 17 年度において、市立病院のあり方について、市民や有識者等から意見を聴きながら抜本的に検討する中で、経営組織や経営に関して明確な権限と責任を有する管理者のあり方についても検討を行ってまいります。（市立病院）</p>
13 23 25 25 26 30	<p>(2) 「企業としての経済性の発揮」について</p> <p>① 計画の作成と実績との比較分析、事業収入の不足という分析結果を反映した計画の再構築といった、経営における基本的な意思決定システムがない。</p> <p>② 診療科別の損益管理という、病院経営における基本的な管理がなされていない。</p> <p>③ 薬品や医療材料といった、棚卸資産管理が不十分である。</p> <p>④ コンピュータシステムにおける効果的なコスト管理システムが構築されていない。</p> <p>⑤ 給与費、退職金や経費処理されている委託費といった人件費及びそれに準ずる支出が医業収益に対して過大である。</p> <p>⑥ 院内設置保育園への負担は不適切である。</p>	<p>(2)</p> <p>① 平成 17 年度に事務局体制を再編し、経営分析等を反映した計画の作成を行います。</p> <p>② 平成 17 年度から、経営分析の一環として取り組みます。</p> <p>③ 棚卸資産の管理に当たっては平成 17 年度において人的体制の整備を図るとともに、適正な管理を行います。</p> <p>④ 平成 17 年度に予定するオーダリングシステムや財務会計システムの更新に当たっては、物品管理システムも含めコスト管理が可能となるようなシステムを構築します。</p> <p>⑤ 市立病院の診療体制や経営組織等、市立病院のあり方の検討の中で人件費についても検討します。 また、委託業務内容の精査による委託費の節減についても引き続き行います。</p> <p>⑥ 院内保育園については、平成 18 年度からの改善を目途に休園の方向も含めあり方について検討しております。 (市立病院)</p>

別紙 1 盛岡市立病院の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
31 32	<p>(3) 平成15年度決算の適正性について</p> <p>① 平成15年度の市立病院決算は、退職給与引当金未計上のため、市立病院の財政状況及び経営成績を適正に表示していない。</p> <p>② 医業収益のマイナスとすべき減額調定の特別損失処理は不適當である。</p>	<p>(3)</p> <p>① 退職給与引当金の計上について検討します。</p> <p>③ 診療報酬減額の経理処理については、報告書と異なる解釈もありますことから、国に照会を行っており、その結果に基づき対応してまいります。 (市立病院)</p>
33	<p>(4) 平成15年度の盛岡市から市立病院への繰出金は「総務省自治財政局長通知」に従った計算となっていない。また、盛岡市財政部、保健福祉部においては適正な査定を実施していない。</p>	<p>(4) 一般会計から市立病院事業会計への繰出金については、平成17年度において繰出内容の見直しを行い、平成18年度から適正化します。 (市立病院)</p>

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
70	<p>(6) 旧病院の土地売却に関する情報開示について 平成 11 年度に旧病院の土地を盛岡市に売却した際の取引については決算書で詳細な説明をするのが望ましい。</p>	<p>(6) 今後の事務執行に際しては、意見に沿った対応をします。 (市立病院)</p>
70	<p>(7) 繰延勘定に計上されている控除対象外消費税について 平成 10 年度取得資産に関する控除対象外消費税の繰延処理は、地方公営企業法施行規則上の例外処理として認められているが、原則処理の方が望ましかった。</p>	<p>(7) 今後同様な事例が生じた場合には、意見に沿って検討します。 (市立病院)</p>
71	<p>(8) 固定資産の減価償却について 減価償却計算が地方公営企業法施行規則上の例外処理により行われているが、原則処理の方が望ましかった。</p>	<p>(8) 同上 (市立病院)</p>
72	<p>(9) 貸借対照表の再修正 原則的な会計処理に変更して再修正した貸借対照表によると財政健全化が急務である。</p>	<p>(9) 市立病院のあり方を検討する上で参考としてまいります。 (市立病院)</p>

別紙 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部・市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
83	<p>2. 事業団が実施している福祉事業の財政的な全容</p> <p>(1) 一般会計で会計処理されている事業について</p>	<p>2.</p> <p>(1)</p>
85	<p>① 民間への移管 - デイサービス事業</p> <p>高齢者デイサービス事業については、その役割は終わったと考えて差し支えないと思います。</p>	<p>①</p> <p>仙北デイサービスセンターは市が事業主体となり、社会福祉事業団に管理運営を委託しています。高齢者デイサービス事業の運営については、平成18年度から、通所介護事業の実績のある社会福祉法人に事業を移管します。</p> <p>(高齢福祉課)</p>
87	<p>② 施設運営の統合 - 都南地区児童センター</p> <p>直営の児童センター3館の運営費は、事業団運営に比べ約2倍となっているため、事業団委託の31館と統合し、合理化を図る必要があると思われます。</p>	<p>②</p> <p>平成18年4月から、指定管理者制に移行することとしています。</p> <p>(児童福祉課)</p>
90	<p>3. 支出の不適正コストの最小化について</p> <p>(1) 不適切と思われる支出について</p> <p>常勤者は採用されると採用初日に年次有給休暇が付与される制度になっています。しかし、採用日の平成15年度4月1日から4日まで出勤し、その後出勤しないまま4月16日に退職した常勤者に対して、有給休暇を消化したものととして12日分の給与を支払っていました。現行制度上では誤りのない処理ではあります。しかし、給与も市からの経常経費補助金とその支給原資となっていることを考えると、給与システム自体に問題があると思われます。採用時には当面試用期間を設け、その間は有給休暇を付与しないようにするなど、就業規則、給与規定を改善するべきと思われます。</p>	<p>3.</p> <p>(1)</p> <p>年次有給休暇の付与につきましては、現行制度により処理されたものですが、今後、事業団就業規則の見直しを指導します。</p> <p>(障害福祉課)</p>

別紙 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部・市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
90	<p>(2) コストの最小化について 支出について最も大きいのが人件費です。常勤者についても非常勤者と同様、職務の内容に応じた給与体系とし、個々人に適切な配分をしつつ、全体の人件費を縮小するように努めるべきでしょう。</p>	<p>(2) 今後、事業団の給与規則等の見直しを指導します。 (障害福祉課)</p>
91	<p>4. 資産運用について 差し迫った危険はないと思われていますが、ペイオフ対策のため、市内の他の銀行、信用金庫等の金融機関に10百万円ずつ分散して預け入れることも検討の余地はあると思われています。</p>	<p>4. ペイオフ対策については、事業団において平成17年度から実施することとなっています。 (障害福祉課)</p>
91	<p>5. 平成15年度の決算について (1) 退職給与引当金47百万円の未計上 新会計基準においても、退職給与引当金について計上が求められていますが、事業団では退職金の支給時に盛岡市から手当されることを理由に引当金を計上していませんでした。これは会計基準で認められた処理ではありません。</p>	<p>5. (1) 退職給与引当金の予算措置について検討します。 (障害福祉課)</p>
92	<p>(2) 修繕費の計上区分の誤り 公益事業会計区分に属する地区活動センターの修繕費を一般会計区分の本部から支出しているが、補正予算で実績に合わせた補正がなされないまま決算を行っています。 実態に即した予算とし、決算は社会福祉法人会計基準に準拠して行うことが必要です。</p>	<p>(2) 平成17年度から補正予算で会計区分ごとに計上し、社会福祉法人会計基準に準拠した経理を行うよう指導します。 (障害福祉課・市民生活課)</p>
93	<p>(3) 固定資産取得に関する補助金の計上及び減価償却計算の誤り ① 貸借対照表上の計上 固定資産の取得のために受入れた補助金(減価償却に伴って減額)約2百万円が次年度繰越活動収支差額の内訳科目として計上されていますが、国庫補助金等特別積立金として計上すべきものです。また、減価償却計算が誤っていることに伴い、金額も誤っています。</p>	<p>(3) ① 平成17年度に会計規則を改正して国庫補助金等特別積立金として計上し、金額についても正しく計上するよう指導します。 (障害福祉課)</p>

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
93	<p>②事業活動収支計算書の計上 一般会計においては減価償却費が計上されていますが、固定資産の取得資金は全額盛岡市からの経常経費補助金に含めて支給されているため、取得時には国庫補助金等特別積立金が計上されるべきものです。これは、新会計基準においては、減価償却費の計上に伴って取り崩されることとなります。</p> <p>事業活動収支計算書においては、特別収支の部、収入として「国庫補助金等特別積立金取崩額」として761千円が計上されるべきですが、この計上が行われていません。</p>	<p>② 平成17年度に会計規則を改正し、国庫補助金等特別積立金として計上することに併せて国庫補助金等特別積立金取崩額も計上するよう指導します。 （障害福祉課）</p>
93	<p>③減価償却費の計上誤り 固定資産の取得資金の全額が補助金によって賄われた場合、新会計基準では固定資産の減価償却は残存価格を0として計算することになりますが、事業団の計算は残存価格を取得価格の10%として行っていました。その結果、一般会計、授産事業会計、公益事業会計いずれも固定資産が過大に、減価償却費が過小に計上されています。</p>	<p>③ 平成17年度に会計規則を改正し、固定資産の残存価格について減価償却費の積算を改め、新会計基準に則して計上するよう指導します。 （障害福祉課）</p>
94	<p>(4) しらたき工房の原価計算・授産事業活動収入の計上誤り</p> <p>①授産事業収入の計上について 事業活動収支計算書の授産事業収入を、入金を基準に計上していますが、一方、棚卸は3月末の在高を財務諸表に計上しています。授産事業収入と調定(会計上の認識)で最大2ヶ月のずれがあり、決算時点ではその年の2月と3月の授産事業収入と商品の移動ではなく、前年の2月と3月の授産事業収入と製品の移動が反映されています。</p>	<p>(4)</p> <p>① 平成16年度決算から授産事業収入と製品の移動が正しく反映されるよう指導します。 （障害福祉課）</p>
94	<p>②原価計算について 作業員工賃について、授産事業収入から原材料費を控除して算定しています。 本来は授産事業収入棚卸資産増減を加</p>	<p>② 平成16年度決算から正しく会計処理するよう指導します。 （障害福祉課）</p>

別紙 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部・市民部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対応策（担当課）
	<p>減した当期製造原価から当期発生 of 原材料費を控除するのが会計上正しい処理です。</p> <p>資金繰りの関係から売上に対応する現金支出しかできない場合は、当期製造原価の作業員工賃のうち期末棚卸資産に対応する分を未払計上すればよいと思われます。</p>	
94	<p>③一般会計繰入金収入について</p> <p>一般会計繰入金収入は、事業活動外収入に計上されることとされていますが、授産事業収支の部に一部計上されています。もともと、授産事業に使われる種の購入費に充てる予定であったため、この区分に計上していたとのことであるが、計上区分は会計基準に従った区分とすべきです。</p>	<p>③</p> <p>今後は、会計基準に則して区分するよう指導します。 (障害福祉課)</p>
96	<p>(5) 決算報告書の修正</p> <p>①一般会計について</p>	<p>(5)</p> <p>①、②</p>
98	<p>②授産事業会計について</p>	<p>退職給与引当金の予算措置については検討することとし、その他については、平成17年度から修正するよう指導します。 (障害福祉課)</p>
99	<p>③公益事業会計について</p>	<p>③</p> <p>平成17年度から修正するよう指導します。 (障害福祉課)</p>

別紙 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部・市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
101	<p>【参考意見】</p> <p>2. 地域福祉センターの収支について 地域福祉センターの収支について、高齢者デイサービスから撤退すると、収支差額の赤字のうち、相当部分が削減されると想定されます。</p>	<p>2. 地域福祉センターにおける高齢者デイサービス事業については、市が事業主体となり、社会福祉事業団に管理運営を委託しています。地域福祉センターは、平成18年度から、通所介護事業の実績のある社会福祉法人を対象とした指定管理者に移行することから、高齢者デイサービス部門は、指定管理者に事業を移管します。 （高齢福祉課）</p>
102	<p>3. 職員互助会への補助金支出について 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団職員互助会へ平成15年度において約3百万円の補助金が支払われています。しかし、互助会側において職員に対する保健事業として65名に総額約1百万のスポーツ用品購入券の配布を行っていながら、その使用については追跡調査をしていないという、間接的な給与支給とも取られかねない支出が見られました。</p>	<p>3. 事業団において職員互助会への補助金を平成17年度から廃止するとともに、職員互助会は会員の掛け金のみで運営することとなっています。 （障害福祉課）</p>
102	<p>4. 授産事業支出明細表の作成について 授産事業における支出の状況把握を正確に行うため、授産事業支出明細表の作成が定められていますが、事業団では作成されていませんでした。 決算報告書類ではありませんが、所定の様式ですので、作成すべきでしょう。</p>	<p>4. 厚生労働省の通知に従い、平成16年度決算から作成するよう指導します。 （障害福祉課）</p>
102	<p>5. 備品の管理について 監査した施設では備品を管理するための備品票は盛岡市の担当課が保管しており、写しが事業団に回付されていますが、現物と台帳の突合せが網羅的に行われていません。備品一覧の作成をもれなく実施し、事業団に盛岡市の担当課より全て回付</p>	<p>5. 今後、備品一覧表をもれなく事業団に回付し、事業団において備品との突合せをするよう指導します。 （障害福祉課・高齢福祉課・児童福祉課・市民生活課）</p>

別紙 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部・市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
102	<p>するものとし、備品の管理を事業団に委託した方が資産保全上望ましく、また効率的でしょう。</p> <p>6. 予算差引簿の廃止について 予算管理の為に予算差引簿を手書きで作成しています。しかし、会計システムから出力される総勘定元帳で予算管理は対応可能です。人的資源の有効活用の観点から予算管理に総勘定元帳を使用し、予算差引簿は廃止すべきでしょう。</p>	<p>6. 事業団において、会計システムを導入した施設から随時廃止することとなっています。 （障害福祉課）</p>
102	<p>7. 帳簿の運用実態と会計規則の不整合について 事業団会計規則第10条に定める会計帳簿のうち現金出納帳及び預金出納帳が作成されていませんでした。実務上両帳票は会計システムより出力される総勘定元帳で代用可能ですので、会計規則の見直しを実施し、不要な帳票については削除すべきでしょう。</p>	<p>7. 平成17年度に会計規則を改正し、不要な帳票については、廃止するよう指導します。 （障害福祉課）</p>
103	<p>8. 会計処理の適時性について 会計責任者を配置している、けやき荘、ひまわり学園、地域福祉センター、デイサービスセンターしらたき及びしらたき工房にコンピュータ端末がないため、会計システムへの随時の入力・照会ができません。コンピュータを有効活用するために、端末の設置は不可欠です。</p>	<p>8. 事業団において、今後、コンピュータ端末を設置することとなっています。 （障害福祉課）</p>
103	<p>9. 消費税申告書の作成誤りについて 特別会計（公益事業）は消費税の課税対象取引について税務申告を行っています。しかし、少額ではありますが、公衆電話利用料を課税売上に含めていませんでした。税務申告書の作成についてはより慎重にされることが望まれます。</p>	<p>9. 平成17年度から、課税売上取引に含めて申告書を作成するよう指導します。 （障害福祉課）</p>

別紙 2 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の財政的援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務

包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 保健福祉部・市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
103	<p>10. ひまわり学園での資産管理、証憑管理について</p> <p>(1) 簿外現金について 僅少額ではありますが簿外現金がありました。これは長年にわたり公衆電話の利用料を利用者からの収入金額ではなく、NTTへの支払金額で記帳してきたため、その差額分が簿外現金となったものでした。残高については雑益計上し、今後は入金額で収入計上すべきです。</p> <p>(2) 証憑の不備 県社会福祉協議会から実習謝金が雑収入に計上されていますが、その証拠となる資料が保管されていませんでした。支払だけでなく、入金に関しても証憑は整理しておく必要があります。</p>	<p>10.</p> <p>(1) 事業団において、直ちにNTTへの公衆電話基本料の支払に充当し、処理しました。 平成17年度から雑収入計上することとなっています。 (障害福祉課)</p> <p>(2) 事業団において直ちに証憑を整備しました。 (障害福祉課)</p>